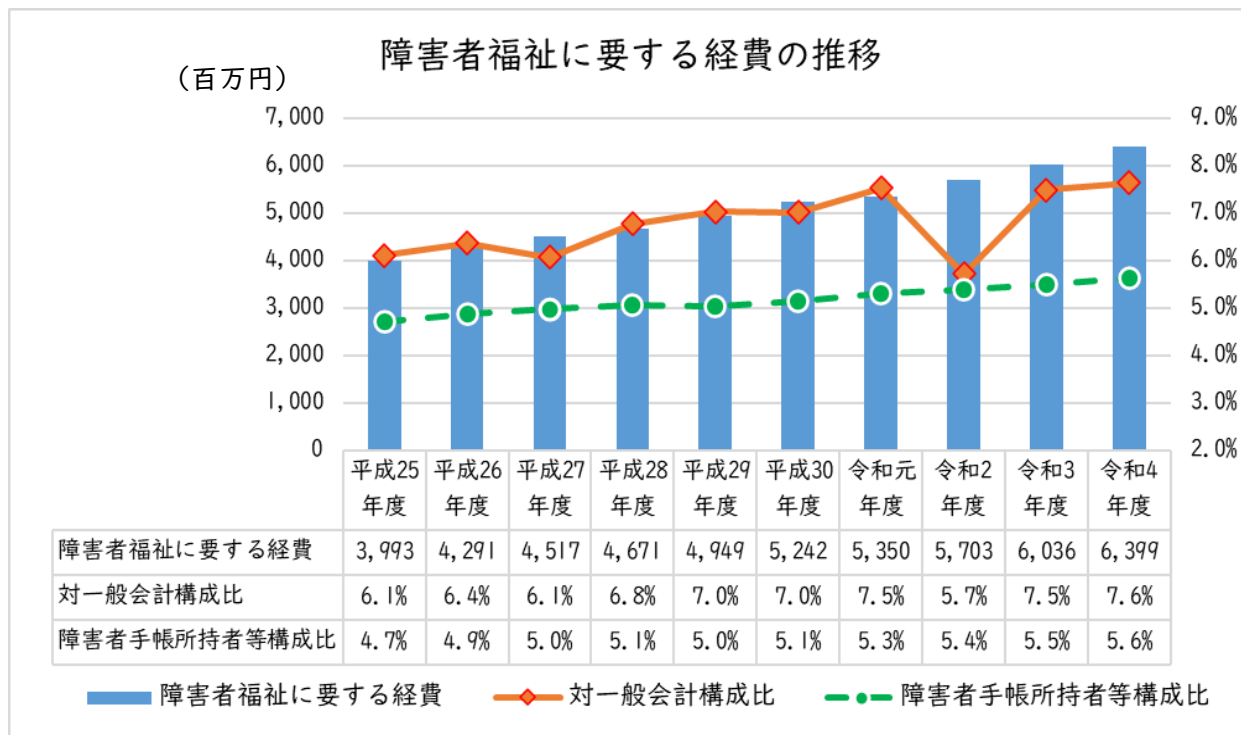


地域生活支援事業の見直しについて

1 障害者福祉に係る経費の推移



障害者福祉に係る経費は、上図のとおり上昇を続けており、一般会計における構成比も新型コロナウイルス感染症対策等で一般会計全体の決算額が著しく増加した令和2年度を除き、概ね右肩上がりである。また一般会計構成比の増1.5p増は、障害者手帳所持者等構成比の0.9p増を上回っている。

(単位：百万円)

	平成25年度	令和4年度	増減	増減率
市税収入	30,565	33,925	3,359	11.0%
障害者福祉に要する経費	3,993	6,399	2,405	60.2%
一般会計決算額	65,294	83,686	18,393	28.2%

平成25年度決算で約39.9億円だった経費は、令和4年度には約64.0億円と約24.1億円・60.2%増加している。この間一般会計決算の増は約184億円・28.2%増で、また市税収入の増は約33.6億円・11.0%増であり、障害者福祉に要する経費の増加率は、一般会計全体の決算額の約2倍、市税収入の約5倍の増加率となっている。

なお、市税収入よりも一般会計決算額が大幅に多いが、これは、国や都からのいわゆる補助金収入（国・都支出金）等があることなどによる。

2 障害福祉サービスに係る財源構成

(1) 地域生活支援事業の財源構成

地域生活支援事業は、法令により本人負担を除いた残りを公費負担で賄うこととなっていますが、国の負担は 1/2 未満、都は国負担額の 1/2 を負担することになっています。

本人負担	国 50%未満	都 国の半分	市 ※1 国・都負担の残余
公費負担部分			

※1 意思疎通支援事業、移動支援事業、在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業、日中一時支援事業の令和 4 年度実績は、約 44%

生活サポート事業は地域生活支援事業の国・都負担の対象外のため、市 100%

(2) 自立支援給付の財源構成

自立支援給付は、法令により本人負担を除いた残りを定率の公費負担割合で賄うこととなっています。

本人負担	国 50%	都 25%	市 25%
公費負担部分			

(参考)介護保険・保険給付費の財源構成

介護保険の保険給付費は、法令により財源構成が定められており、本人負担を除いた残りを以下の負担割合で賄うこととなっています。

【保険給付費】

本人負担	保険料 第1号 被保険者 23%	保険料 第2号 被保険者 27%	国(含調整交付金)・都 37.5% ※2	市 12.5%
介護保険負担部分				

※2 居宅給付：国 25%※3・都 12.5%、施設等給付：国 20%※3・都 17.5%

※3 調整交付金 5%を含む

市の負担割合は地域生活支援事業＞自立支援給付＞介護保険となっています。限られた財源で障害福祉サービスを行き渡らせるためにも、自治体の判断で実施する地域生活支援事業については、全国一律サービスの自立支援給付及び介護保険の両制度が行き届いていない事業内容・対象者に注力することで、より多くの市民の福祉の充実を図ることができると考えられます。

3 各サービス別の現状と見直しの方向性

(1) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

外出の支援による社会参加の機会を提供するため、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促すとともに、サービスの担い手の確保に向けて、移動支援従事者の養成研修を実施します。

◆課題

- ・事業量（供給）の不足
- ・二人介助の是非（行動障害や発作などがある場合）
- ・グループ利用の是非
- ・車両利用のあり方（有償運送、ハンディキャップサービスとの整合性）
- ・夜間等利用のあり方（※西東京市の利用時間は6時～22時）

ア) 対象者の検討

① 障害区分等によるもの

移動支援の適用範囲

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
徒歩・公共交通機関利用	◆脳性まひによる下肢・体幹機能障害 ◆上肢かつ下肢かつ体幹の障害で65歳未満で手帳の交付 ◆就学児以上18歳未満の障害のある子ども						
	通院等介助(区分2以上) ※利用目的に制限有 重度訪問介護(区分4以上)						
	◆視覚に障害のある人 重度訪問介護(区分4以上)						
	同行援護(ガイドヘルパー・区分不要) ※原則移動支援との併給不可						
	◆上記に記載のない身体に障害のある人、難病患者 通院等介助(区分2以上) ※利用目的に制限有 重度訪問介護(区分4以上)						
	◆知的、精神に障害のある人 重度訪問介護(区分4以上)						
	行動援護(区分3以上) ※原則移動支援との併給不可						

② 他市比較

自治体名	視覚 障害	肢体不自由 体幹機能障害	その他の 身体障害	知的 障害	精神 障害	難 病
武蔵野市	－	肢体不自由全身性障害Ⅰ・Ⅱ級	－	○	○	－
三鷹市	○	両上下肢全身性障害Ⅰ級	－	○	○	－
小金井市	○	下肢障害又は体幹機能障害Ⅰ・Ⅱ級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害Ⅰ・Ⅱ級	○	○	－
東村山市	○	○	－	○	○	－
小平市	－	中学生以上	－	○	○	－
東久留米市	○	両上肢又は両下肢Ⅰ級又は体幹機能障害Ⅰ級で、車いすでの単独移動が困難な方	－	○	○	－
清瀬市	○	両上肢Ⅰ級かつ両下肢Ⅰ級、又は四肢体幹機能障害Ⅰ級で車椅子での単独移動が困難	－	○	○	－
練馬区	○	○	○	○	○	○
新座市	○	Ⅰ級	－	○	○	－
西東京市	○	上肢かつ下肢かつ体幹機能障害Ⅰ・Ⅱ級、脳性まひによる下肢又は体幹機能障害Ⅰ・Ⅱ級で重度訪問介護の対象要件に該当し、単独で外出が困難	障害児	○	○	－

③ 併給制限等

自治体名	同行 援護	行動 援護	重度 訪問 介護	重度 包括 ※1	居宅 介護	脳性 麻痺 ※2	介護 保険	備考
武蔵野市			不可			不可		
三鷹市		優先			優先	不可	優先	
小金井市	不可	不可	不可			－		施設入所との併給不可
東村山市	不可	不可	不可	不可		－		
小平市						不可		
東久留米市			不可	不可		不可	優先	
清瀬市	不可	不可	不可	不可	△	不可	不可	△通院等介助との併給不可
練馬区	不可	不可	不可			不可	不可	手続き中等緊急的な利用は可
新座市	優先	優先	優先	優先	優先	不可		
西東京市	不可	不可				不可	優先	通学、緊急的な利用は可

※1：重度障害者等包括支援 ※2：重度脳性麻痺者介護事業

イ) サービス内容等の比較

自治体名	通学利用	グループ支援
武蔵野市	保護者の疾病・出産・入院で一時的送迎不可の場合○	身体介護なしの場合○
三鷹市	×	—
小金井市	保護者の疾病・怪我等で一時的送迎不可の場合○	—
東村山市	×	—
小平市	×	○
東久留米市	×	—
清瀬市	○	○
練馬区	○	—
新座市	○	—
西東京市	○	—

ウ) 利用時間の比較

自治体名		18 歳以上※	高校生	中学生	小学生	備考
武蔵野市		300 時間/年	260 時間/年	260 時間/年	240 時間/年	精神障害：20 時間/月 施設入所者：60 時間/年
三鷹市		25 時間/月	20 時間/月	20 時間/月	小 1～3： 10 時間/月 小 4～6： 15 時間/月	ひとり親加算：16 時間/年 自閉症等加算：2 時間回/月 介護者加算：10 時間/年 要介護者加算：10 時間/年等
小金井市		25 時間/月	20 時間/月	15 時間/月	10 時間/月	
東村山市		知・精：30 時間/3 か月 身(視覚)：36 時間/3 か月				
小平市		20 時間/月				知的障害 小学生：10 時間/月 中学生：15 時間/月
東久留米市		20 時間/月			10 時間/月	7～9 月＋10 時間/月増し
清瀬市		25 時間/月	20 時間/月			小中：7～9 月＋10 時間/月増し
練馬区		50 時間/月（内通学 23 時間/月）				
新座市		100 時間/月				
西東京市		32 時間/月	16 時間/月 (7.8 月夏季加算：10 時間/月)			社会生活上不可欠な用務： 8 時間/月
参 考	同行援護	40 時間/月を標準とするが、必要に応じて利用時間を増加する				
	行動援護	32 時間/月を標準とするが、必要に応じて利用時間を増加する				
	通院等介助	必要に応じて利用時間を設定する				

※18歳以上であっても高校在学中は高校生を適用

エ) 利用者負担の比較

自治体名	課税世帯	非課税世帯・生活保護世帯
武蔵野市、三鷹市、東村山市、小平市、東久留米市、清瀬市、練馬区、新座市、 <u>西東京市</u>	10%	なし
小金井市	所得割額 33,000 円未満は 5% 33,000 円以上は 10%	

オ) 「身体介護あり」基準の比較

自治体名	条件
武蔵野市	区分 5・6 以上
三鷹市	聞き取りを行い、一定点数以上の者
小金井市	判定シート 6 点以上またはパニック、多動、自傷他害、移乗で全面的な支援が必要な場合
東村山市	聞き取りを行い、一定点数以上の者
小平市	・車いす利用者 ・医療的ケアが必要な者 ・個別移動支援該当で、行動援護に該当しない者
東久留米市	車いすを利用している方で「食事・移動・移乗・排泄」の項目のうち全面的介助が 3 つ以上必要な者
清瀬市	両上肢Ⅰ級かつ両下肢Ⅰ級又は四肢体幹機能障害Ⅰ級又は肢体不自由に係る身体手帳を所持する知的・精神障害者等で移動中の食事と排せつの両方で全面的な介助を要し、移動に常時車椅子を使用する者
練馬区	日常生活上の歩行、食事、排せつにおける身体介助の必要性有無及び行動障害の程度により判断
新座市	支援区分を持っている者については、審査会の結果を用いて判断している。 支援区分を持っていない者については、調査を実施し、判断している。
西東京市	車椅子を利用している者。または、行動援護スコア 10 点以上の者、放デイ個別サポート加算Ⅰ該当児、排泄において身体介護等が必要な児童。排泄において介助が必要な 18 歳以上の者で、①愛の手帳を所持し、障害者支援区分が 3 以上の者、②身体介護等が必要な者

カ) サービス単価の考え方

自治体名	区分	夜間早朝加算	その他の加算
武蔵野市	30 分単位	—	事務手数料：人月
三鷹市	30 分単位	—	手数料：人回
小金井市	30 分単位	6 時～8 時、18 時～22 時	—
東村山市	30 分単位	6 時～8 時、18 時～22 時	—
小平市	30 分単位	—	—
東久留米市	30 分単位	—	—
清瀬市	30 分単位	—	—
練馬区	30 分単位	18 時～翌 8 時	上限管理加算/月
新座市	30 分単位	6 時～8 時、18 時～22 時 深夜：22 時～翌 6 時	—
西東京市※	30 分単位	—	—

キ) 車両支援による比較

サービス名	対象者	車椅子対応 介助員等	利用者負担		市公 費負 担
			課税 世帯	非課税・生 活保護世帯	
移動支援事業	視覚障害者 上肢かつ下肢かつ体 幹機能障害 1・2 級等	介助員を配置 リフト付き福祉車両等	10%	なし	44%
ハンディキャップサービスけやき号	重度の視覚障害者 障害のために車椅子 等を使用しなければ 外出が困難な方	付き添い者（原則 1 名） の同乗を求める	なし		50%
有償運送	外出が困難な方	介助員を配置可能 リフト付き福祉車両	タクシー料金の 50 ～80%程度※		なし
タクシー	—	JIS 規格を超えるサイズ の車椅子の利用は困難	障害者手帳の提示 により 10%割引※		なし
路線バス	—	JIS 規格を超えるサイズ の車椅子の利用は困難	障害者手帳の提示 により 50%割引		なし

※身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～3 度の方は、タクシー券助成（3,000 円/月の利用可能

ク) 見直しの方向性

- ・ 肢体不自由要件の拡大、身体介護適用要件の見直し
- ・ 併給制限の見直し
- ・ グループ利用の導入検討
- ・ 加算項目の設定検討
- ・ 自動車利用の見直し

(2) 日中一時支援

日中の時間帯の障害福祉サービス事業所において、障害のある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。
- ・また、日中一時支援の提供体制の拡充に向けて、事業者への情報提供を進め、サービスの拡大、参入を促します。屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

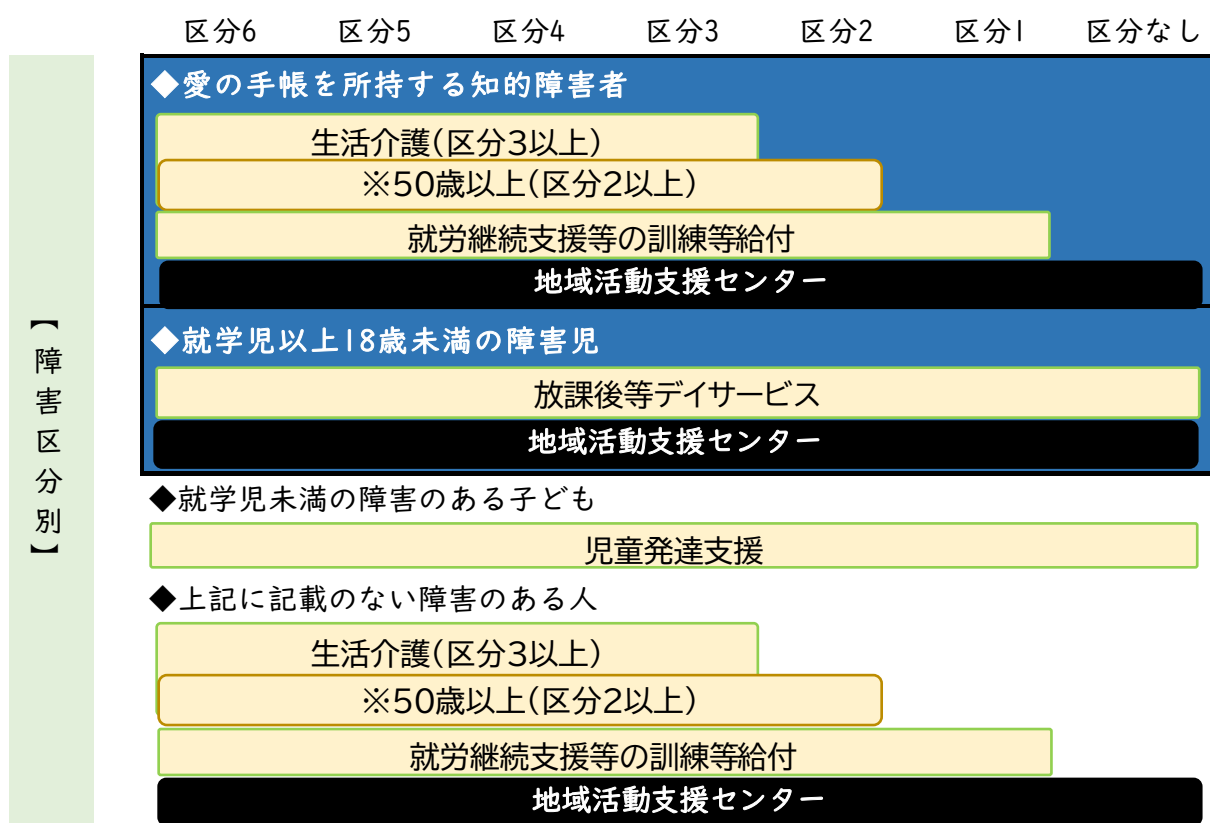
◆課題

- ・特別支援学校卒業後の 夕方の居場所としての対応
- ・重度心身障害者、医療的ケアへの対応

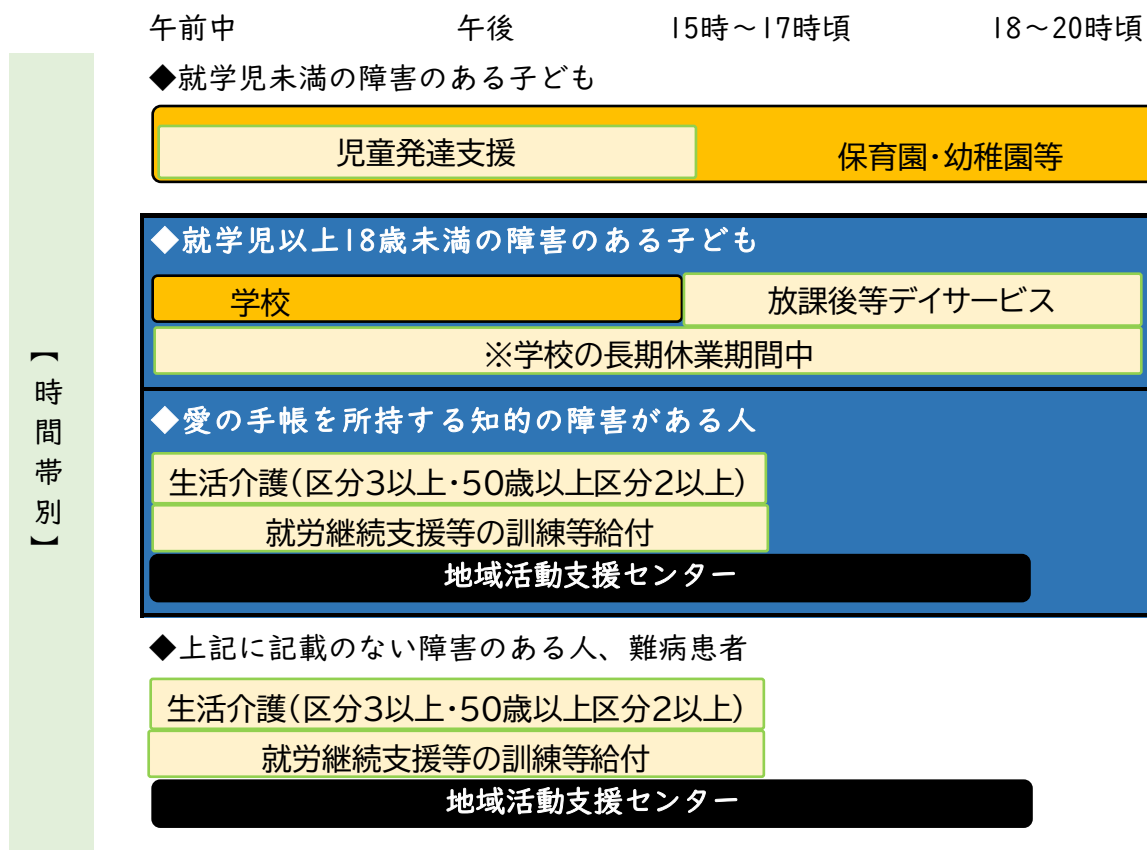
ア) 対象者の検討

① 障害区分による比較

日中一時支援の適用範囲



② 時間帯による比較



③ 他市比較

自治体名	身体障害	知的障害	精神障害	難病	その他
武蔵野市	○	○	○	医療的ケア児	
三鷹市	○	○	○	—	
小金井市	○	○	○	—	施設入所支援、共同生活援助との併給不可
東村山市	児	○	児	—	医療的介護が常時必要な場合は対象外
小平市	○	○	○	○	
東久留米市	○	○	○	—	
清瀬市	○	○	○	—	重度訪問介護との併給不可
練馬区	○	○	○	—	施設入所支援、共同生活援助との併給不可
新座市	○	○	○	—	生活介護、介護保険（通所介護）との併給不可
西東京市	児	○	児	児	

イ) 支給量の比較

自治体名	支給量	備考
武蔵野市	10 回/月まで	—
三鷹市	7 日以内/月	—
小金井市	1 回あたり 5 時間以内、1 日に 2 回限度	就学前 5 回/月、小学生以上 10 回/月
東村山市	7 日以内/月	短期入所の決定日数分は控除が必要
小平市	家族の疾病・休息等の場合：7 日分/月 活動の場の提供、見守り、日常的な訓練：23 日/月	4 時間以内は、0.5 日カウント
東久留米市	7 日以内/月	4 時間以内は、0.5 日カウント 短期入所の決定日数分は控除が必要
清瀬市	7 日以内/月	1 日 2 回利用は 2 日分 8 時間超は 2 日分
練馬区	規定なし（入浴を伴う場合 5 回/月まで）	
新座市	規定なし	
西東京市	7 日以内/月	4 時間以下：1/4 日 4 時間超～8 時間以内：1/2 日 8 時間超：3/4 日 ➡12 時間＝1 日

ウ) サービス単価の考え方

自治体名	区分	送迎加算	その他の加算
武蔵野市	2～6 時間未満 6 時間以上	○	医療的ケア児
三鷹市	4 時間単位	○	重症心身障害者(児)
小金井市	1 回あたり	—	
東村山市	4 時間単位	—	
小平市	4 時間単位	—	
東久留米市	1 時間単位	—	個別型支援、月額管理運営費
清瀬市	30 分単位	—	
練馬区	4 時間単位	○	障害支援区分に応じた単価
新座市	4 時間単位	—	重症心身障害児、療養介護対象者、 遷延性意識障害者、ALS 患者
西東京市	4 時間単位	—	

※ 4 時間単位は各市ともに 8 時間以上は同一単価

エ) 見直しの方向性

- ・対象者の拡大（愛の手帳所持者以外の障害のある方）
- ・併給制限の検討
- ・夕方以降の居場所確保に向けた事業所の実質的な利用時間拡大の促進
- ・個別型支援（1：1 等）や、送迎に対する加算の検討

- ・ サービス単価区分の細分化
- ・ 支給量の表現方法の改善

(3) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・ サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

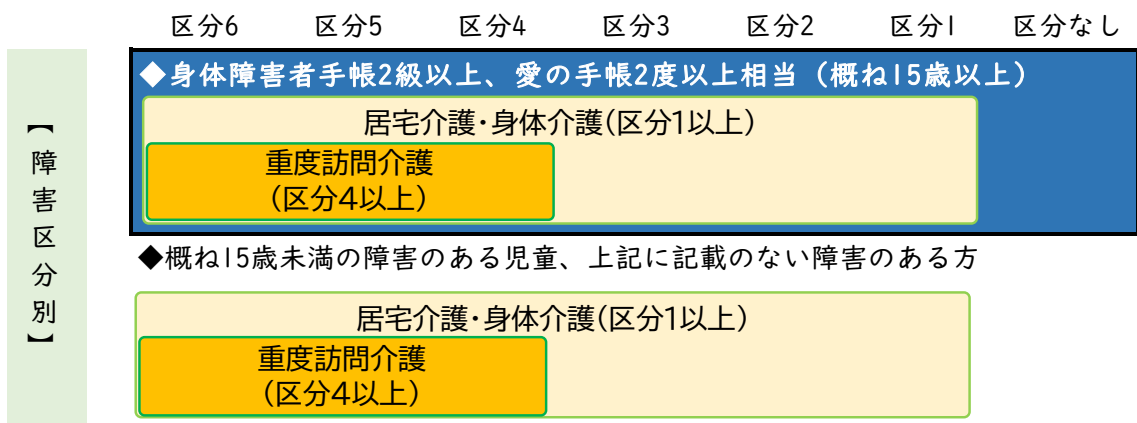
◆課題

- ・ 事業量（供給）の不足
- ・ 施設入浴の利用までの負担

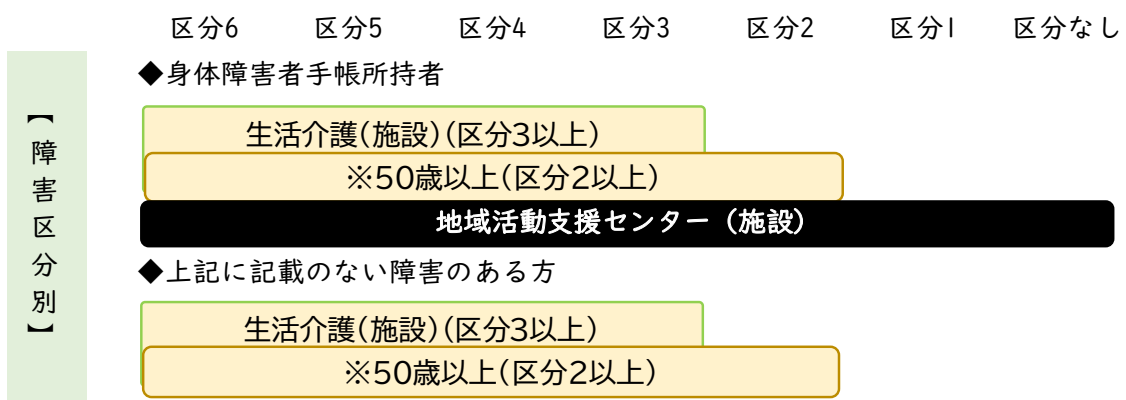
ア) 対象者の検討

① 障害区分等によるもの

訪問入浴支援の適用範囲



(参考) 通所施設における入浴サービス



② 他市比較

自治体名	年齢制限	併給制限	
		他のサービス	介護保険
武蔵野市	なし		不可
三鷹市	なし		不可
小金井市	なし		不可
東村山市	18歳以上 65歳未満		不可
小平市	65歳未満		
東久留米市	18歳以上 65歳未満		
清瀬市	—	—	—
練馬区	なし		不可
新座市	なし	不可	不可
西東京市	概ね 15歳以上		優先

イ) 支給量の比較

自治体名	利用上限	備考
武蔵野市	週 1 回	5 月～9 月は週 2 回まで
三鷹市	月 4 回	
小金井市	概ね週 1 回	
東村山市	週 1 回	
小平市	週 1 回	7 月～9 月は計 4 回を限度として追加可能
東久留米市	月 4 回	
清瀬市	—	
練馬区	月 5 回	年間合計 52 回まで
新座市	月 4 回	7 月～9 月は月 5 回
西東京市	週 1 回	
参考	身体介護	週 2 回

ウ) 利用者負担の比較

負担額	自治体名等
無料	小平市、練馬区、 <u>西東京市</u>
10%負担※	武蔵野市、東村山市、東久留米市 (参考)身体介護
定額※	三鷹市:600 円、新座市:250 円、小金井市:所得に応じ 0 円～2,300 円

※生活保護世帯、住民税非課税世帯等の減免措置あり

エ) 見直しの方向性

- ・ニーズに合わせた支給量の確保
- ・年齢制限の見直し
- ・利用者負担の導入検討

(4) 生活サポート支援事業

主に介護している家族等が病気や入院、就労等の理由により一時的に対応が困難となり、かつ他の協力が得られないとき、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うサービスです。

【第7期障害福祉計画：提供体制の確保策】

- ・ サービスの利用が見込まれる人の利用ニーズの把握や、制度の周知に努めていきます。

◆課題

- ・ 夜間等利用のあり方

ア) 対象者の検討

生活サポート（見守り）

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
【 障 害 区 分 別 】	◆重症心身障害児（者）（身体障害者手帳1級又は2級（歩行困難）かつ、愛の手帳2度以上の重複障害に18歳未満でその状態になり、また医療的ケアが必要な人						
	家事援助（見守り）（区分1以上）						
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業						
	◆重症心身障害児に該当しない就学児以上18歳未満の障害のある子どもで医療的ケアが必要な子ども						
	家事援助（見守り）（区分1以上）						
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業						
	◆重症心身障害児に該当しない就学児未満の障害のある子どもで医療的ケアが必要な子ども						
	家事援助（見守り）（区分1以上）						
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業						
	◆上記以外の身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者 ◆精神障害者保健福祉手帳所持者						
	家事援助（見守り）（区分1以上）						

イ) 支給量の比較

自治体名	支給量	備考
清瀬市	10 時間/月 (移動支援を併給しているときは、移動支援での支給量まで)	介護保険制度の利用者は対象外 障害者支援区分認定者は対象外
新座市	150 時間/年 (単月利用上限なし)	自動車や徒歩での送迎もサービスに含む
西東京市	知的障害・身体障害・精神障害：32 時間/月 児童：16 時間/月 夏季休暇期間 (7・8 月) + 10 時間/月 (移動支援を併給している時は当該給付時間を上限から差し引く)	利用時間は、原則 6 時～22 時 入院中や短期入所利用中は不可 介護保険制度の利用が優先

ウ) 費用負担の比較

自治体名		利用者負担		市公費負担
		課税世帯	非課税・生活保護世帯	
清瀬市		10%	なし	
新座市		児：所得に応じて 250 円～500 円 者：一律 500 円	児：なし 500 円	
西東京市		10%	なし	100%
参 考	家事援助	10%	なし	25%
	在宅レスパイト	所得に応じて 180 円～3,000 円	なし	50%

エ) 見直しの方向性

・家事援助（見守り）又は重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の利用実態を調査し、本事業のあり方を含め、抜本的な見直しを行う。